

議案第 80 号

字の区域の変更について（松帆慶野、神代地頭方地区）

別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

字の区域の変更調書

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
松帆慶野	南原	24の1から24の3まで 乙25 25の1 25の2 26の1 27の1 28の1 28の3 29 29の1 108 109の1 109の2 110の1 110の2 111 113から116まで 116の1 116の2 117 122の1 122の2 767 786 787の1 787の2 787の5 788 788の1 788の2 789の1から789の4まで 791から793まで 796から799まで 883の1 883の2 885 886 乙887 888 889の2 891 893	松帆慶野	新田
	宮ノ前	600から609まで 611 636 637		
	山添	612から615まで		
	荒田	616から620まで 818の1 818の2 822 823の1 823の2 824の1 824の2		
	西脇	621から628まで 629 630 631 632 670 671		
	黒鼻	633から635まで		
	田ノ尻	638 639 652		
	土井ノ門	653 655 660 661		
	外尻	662		
	大苗代	663		
	開	664から669まで 672 692の1 692の2 693 694		
	長手	673から679まで 685から687まで 688の1 688の2 689から691まで		
	藤ヶ池	680		
	池ノ尻	681から684まで		
	ウトノ口	695 696の1 696の2 699の1 699の2		
	丸堀	697 703 704		
	櫃堀	701の1 701の2 702 811 816 817		

長 堀	705から708まで 810
鍵 町	709
種かし堀	710 778
東 門	711から713まで 714の1 714の2 715の1 735 738の1 739 740の1 769
殿ノ土井	770から772まで
又次郎	773から777まで 780 781
堀	779
東 原	802 892の3 895 896
四軒田	808の1から808の3まで 813 814 865 866
中 原	809
東 田	812 815
竹 添	820 821 826の1 826の2 827の1 827の2 852から854まで
隅 田	825
荒神田	828の1 828の2 829 835の2
加 賀	830 842から847まで 848の1 849から851まで 917の1 917の2 918 954 958
大池ノ尻	836から838まで 839の1 839の2
出 田	840の1 840の2 841の1 841の2
五郎太 夫ケ市	855から860まで 914から916まで 919
ハイト	861から864まで
山本ノ 背 戸	867 869
ハイト南	868
東三町田	870から872まで
小 堀	873 874 876 877
防ノ後	875
東大堀	878から882まで
東荒神	894の1から894の3まで 930の1から930の3まで
水 畑	897 899から903まで 906から908まで 910

大 堀	898		
渡 田	904		
水畑南	905		
本ケ市	909 911 921 923 924 926		
水畑北	912		
トンド	913		
西 尾	927の1 927の2 928 929の1 929の2 932 934		
見 並	945 946 950 951 955から957まで 964の1 964の2 965から975まで 977 978		
神子ケ市	952 953		
龍耳池	959から963まで 963の1		
谷ノ原	1081から1086まで 1088の1 1088の2		
上池ノ内	1087の1 1087の2		
上 池	1089の1から1089の3まで		
船子谷	1097の1		
本 谷	1157の1から1157の5まで 1157の9 1157の11		
神代地頭方	経 処	1701の1	神代地頭方 荒神藪

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部及び国有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字松帆慶野字南原768、787の3に隣接する水路である公有地の全部は、大字松帆慶野字新田に編入する。

備考 地番は、令和元年5月7日現在の地番である。



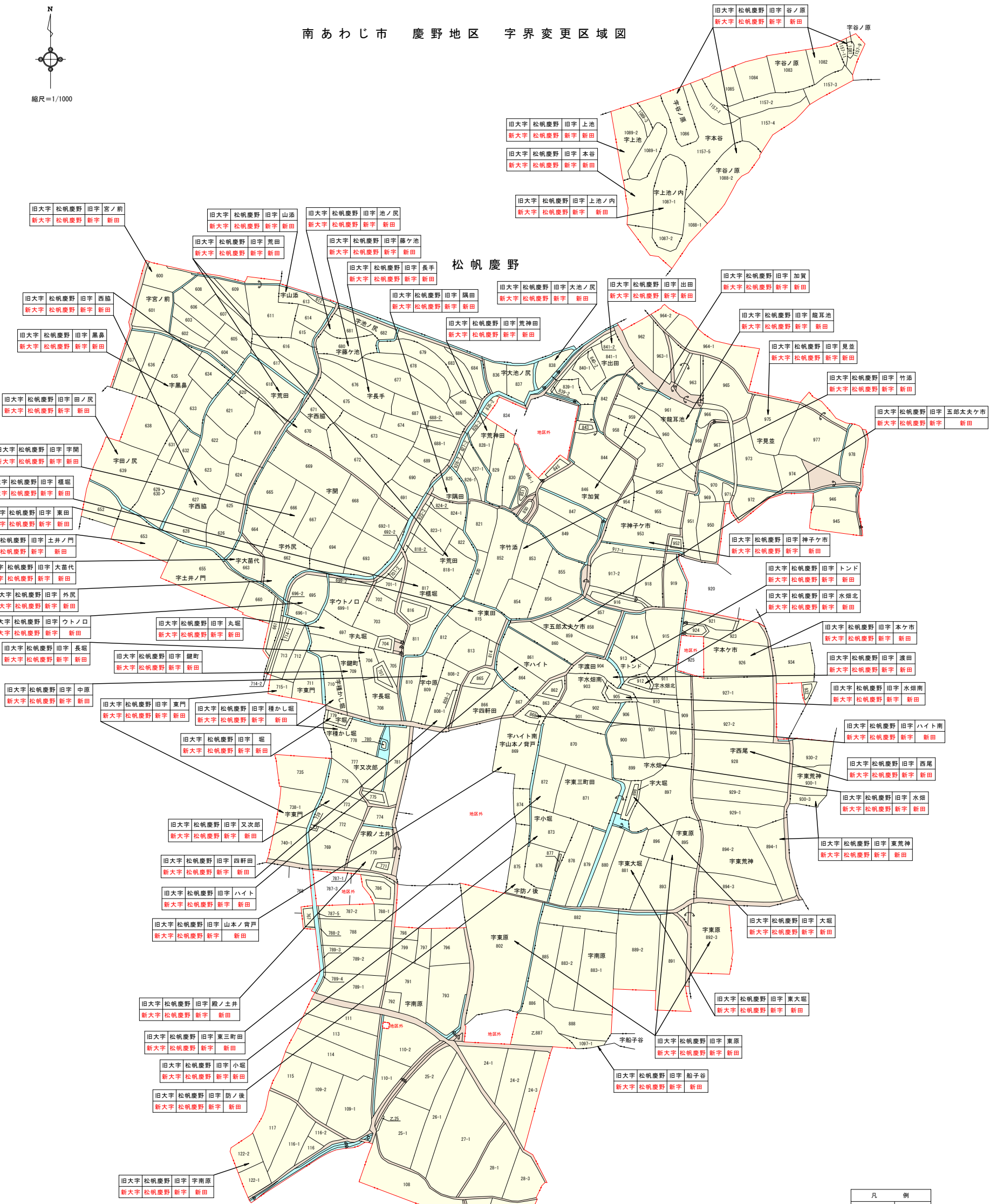




南あわじ市 慶野地区 字界変更区域図

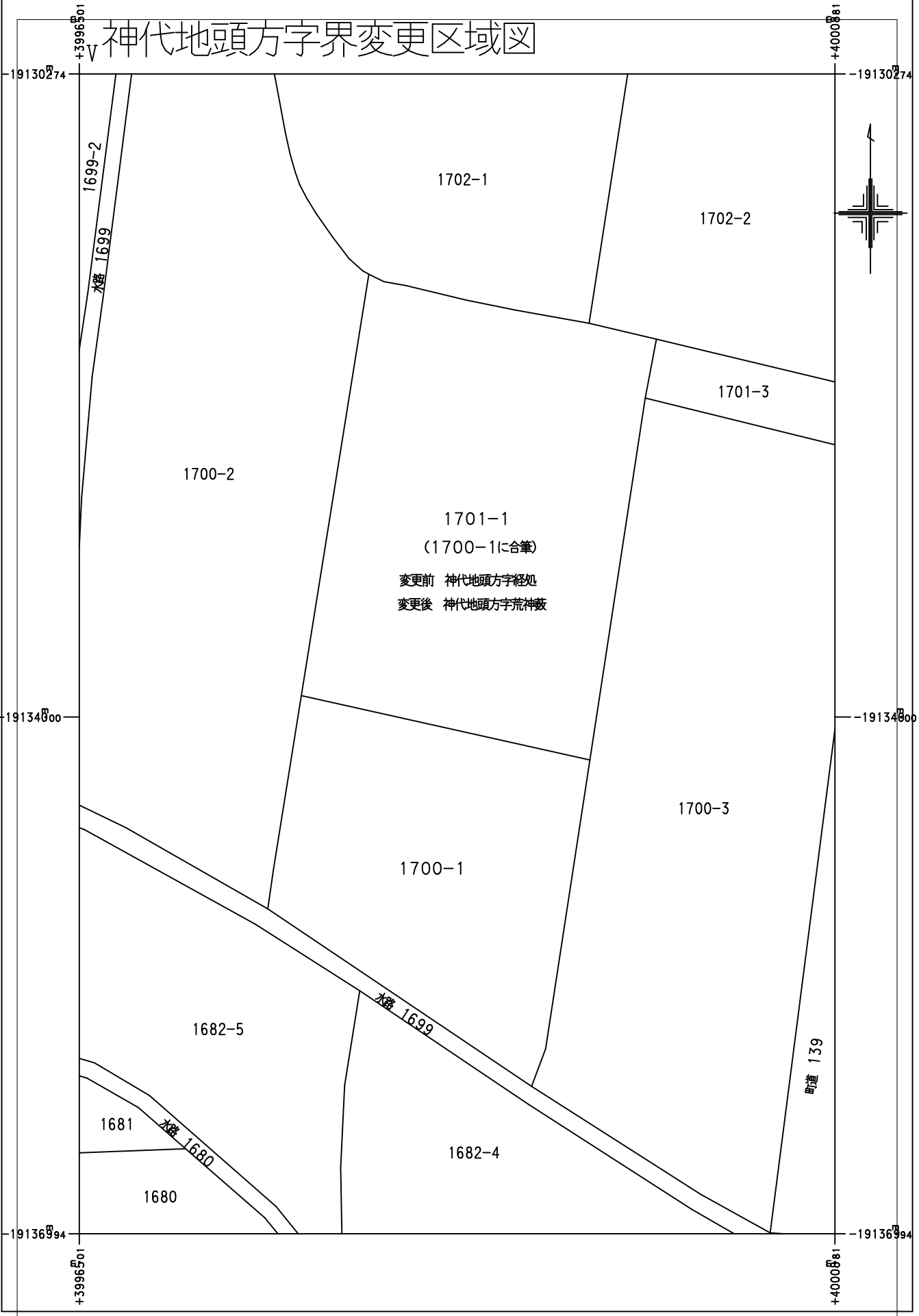


縮尺=1/1000



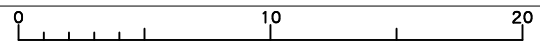
凡 例	
旧 字 界	→
新 字 界	→
変 更 部 分	→
道 路	→
水 路	→

# 神代地頭方字界変更区域図



変更前 神代地頭方字経処  
変更後 神代地頭方字荒神敷

1 : 300



## 議案第 8 1 号

### 松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事請負契約の締結 について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年南あわじ市条例第 4 6 号）第 2 条の規定に基づき、制限付一般競争入札に付した松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

#### 記

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の目的  | 松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事    |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札による契約            |
| 3 契約金額   | 1 7 4, 9 6 0, 0 0 0 円     |
| 4 契約の相手方 | 株式会社堀川忠義商店<br>代表取締役 堀川 雅春 |



## 松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事概要書

### 1. 目 的

平成 1 6 年の台風 2 3 号、平成 2 7 年の台風 1 1 号など、過去の風水害により、三原川水系三原川及び大日川等の各支川沿川では湛水等により甚大な被害が発生した。

その対策として内水排除を検討するにあたり、湛水被害が発生した箇所が広範囲であることから、被害状況を踏まえ、今後の整備計画や排除方法などの総合的に調査検討を行った結果、最も下流に位置する倭文川及び宝明寺川の内水対策を今回実施する。

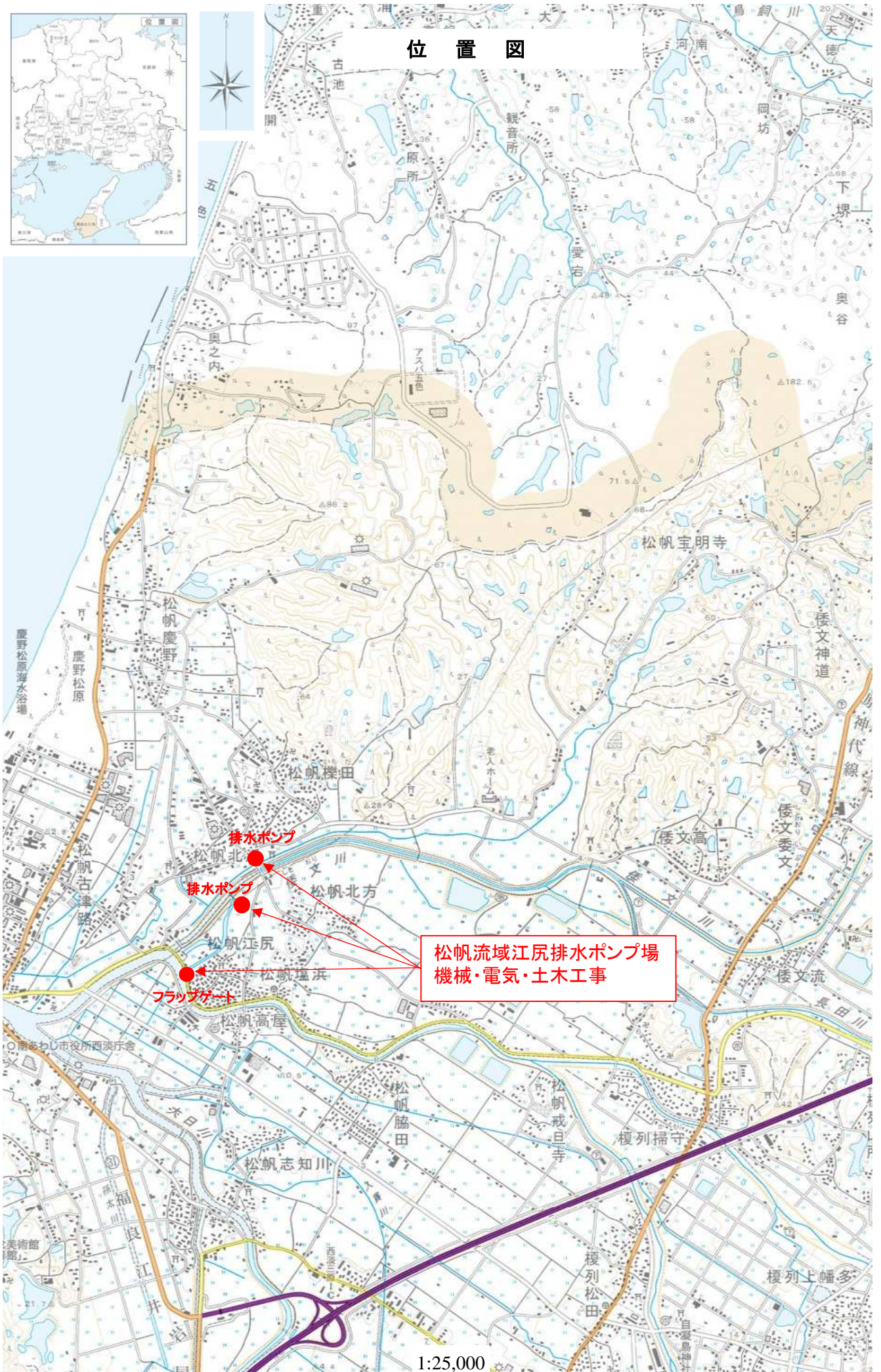
松帆地区内の北浜、櫛田、北方、江尻地区の内水排除については、県管理施設である倭文排水機場のみで排除する現状となっていることから、当該地区では排水能力不足により道路冠水が未だ発生し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているため、内水被害の軽減を目的とし、現在施行中のポンプ施設における土木工事に引き続き、ポンプ本体の機械電気等の設備工事を実施する。

### 2. 工事概要

ポンプ	2.0 基
コラムパイプ	2.0 台
排水ポンプ盤	2.0 面
自家発電機	2.0 台
機械設備	1.0 式
電気設備	1.0 式
鋼製付属設備	1.0 式
フラップゲート	1.0 式
場内整備	1.0 式

(参考)土木工事 [施行中]	排水ポンプ槽	2.0 基
	護岸工	79.0m
	護床工	1.0 式
	ユニットハウス設置工	1.0 式
	仮設工	1.0 式

# 位置図

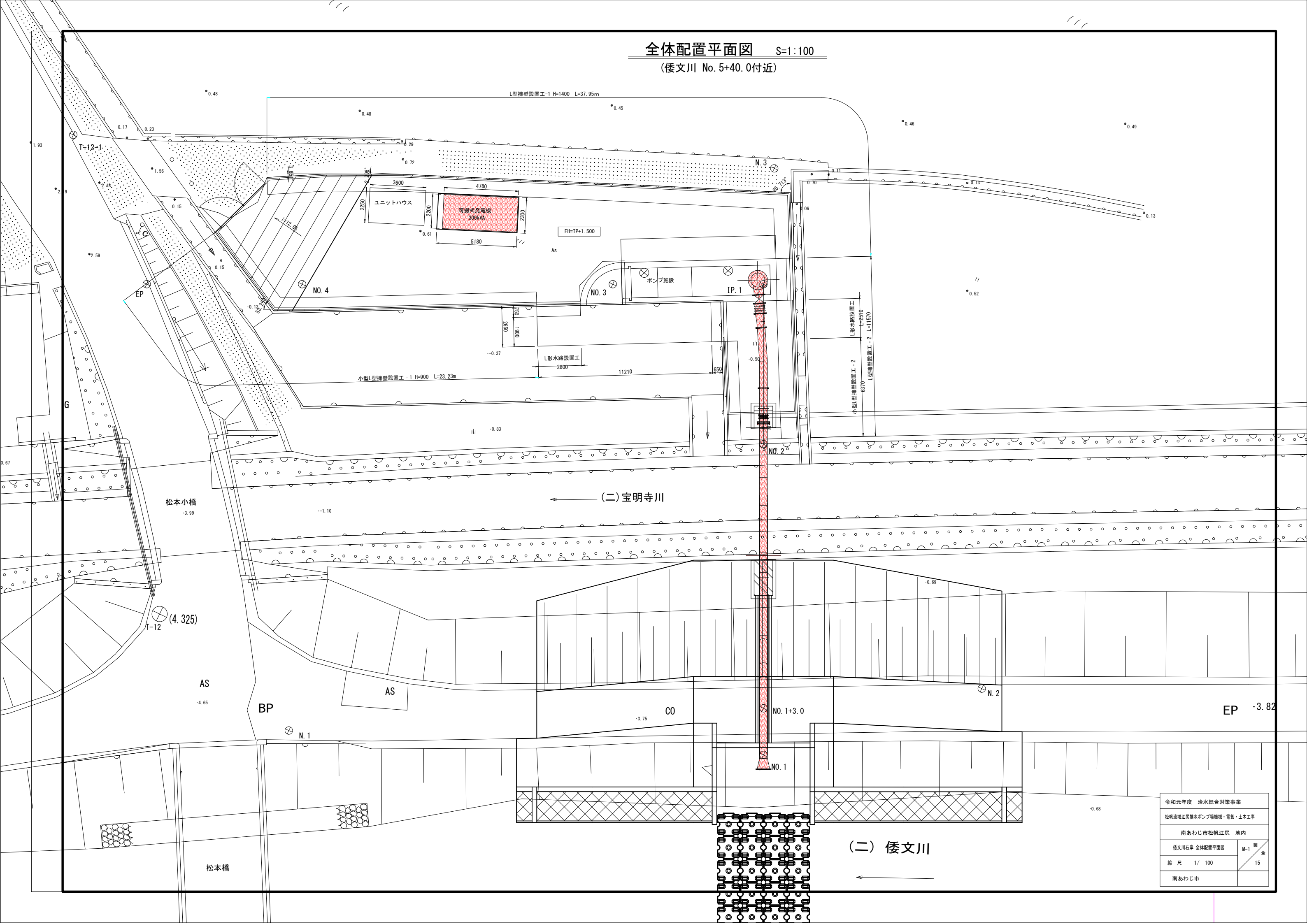


1:25,000



全体配置平面図 S=1:100

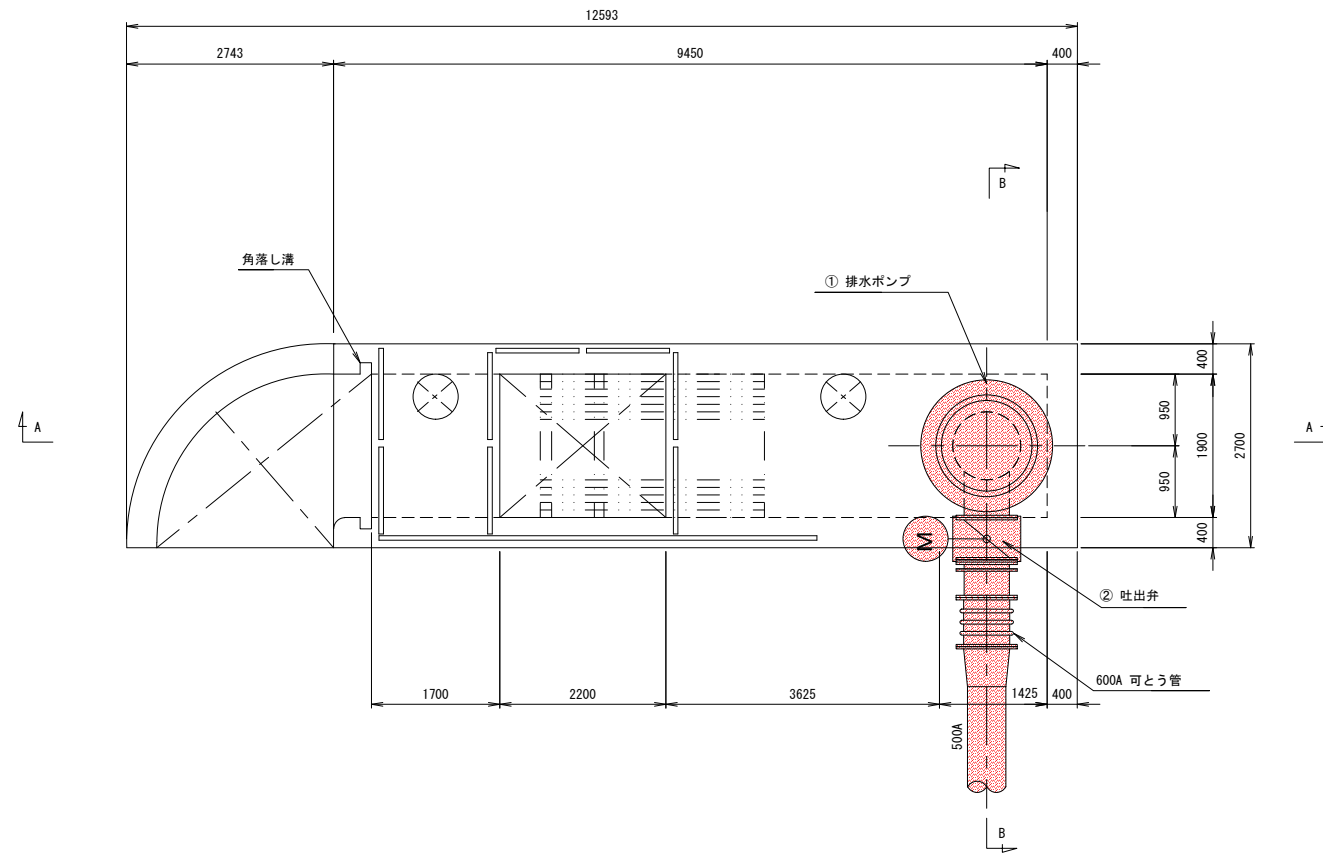
(倭文川 No. 5+40.0付近)



令和元年度 治水総合対策事業	
松帆流域江原排水ポンプ場機械・電気・土木工事	
南あわじ市松帆江原 地内	
倭文川右岸 全体配置平面図	M-1 全
縮尺 1/100	15
南あわじ市	

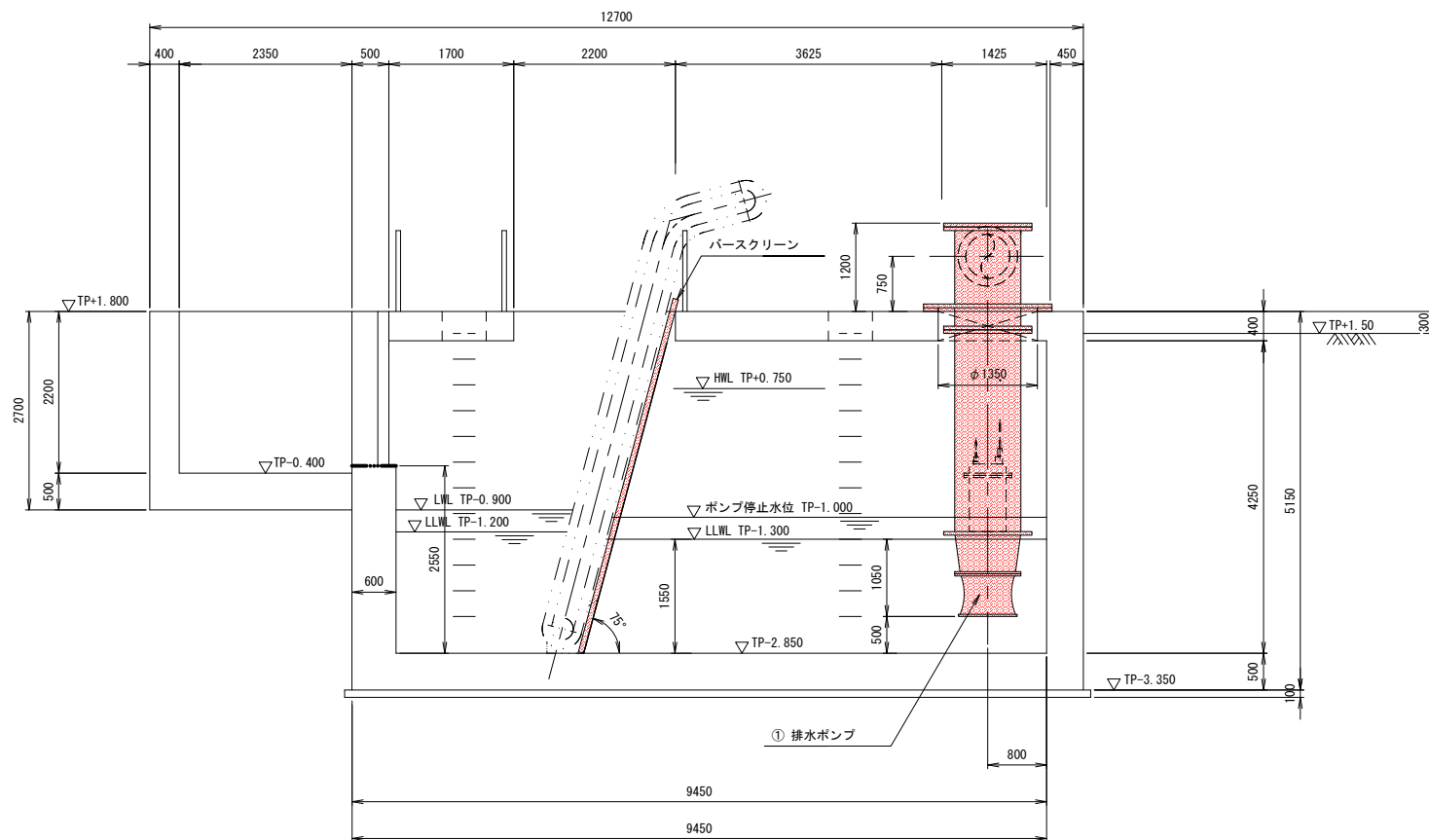


平面図

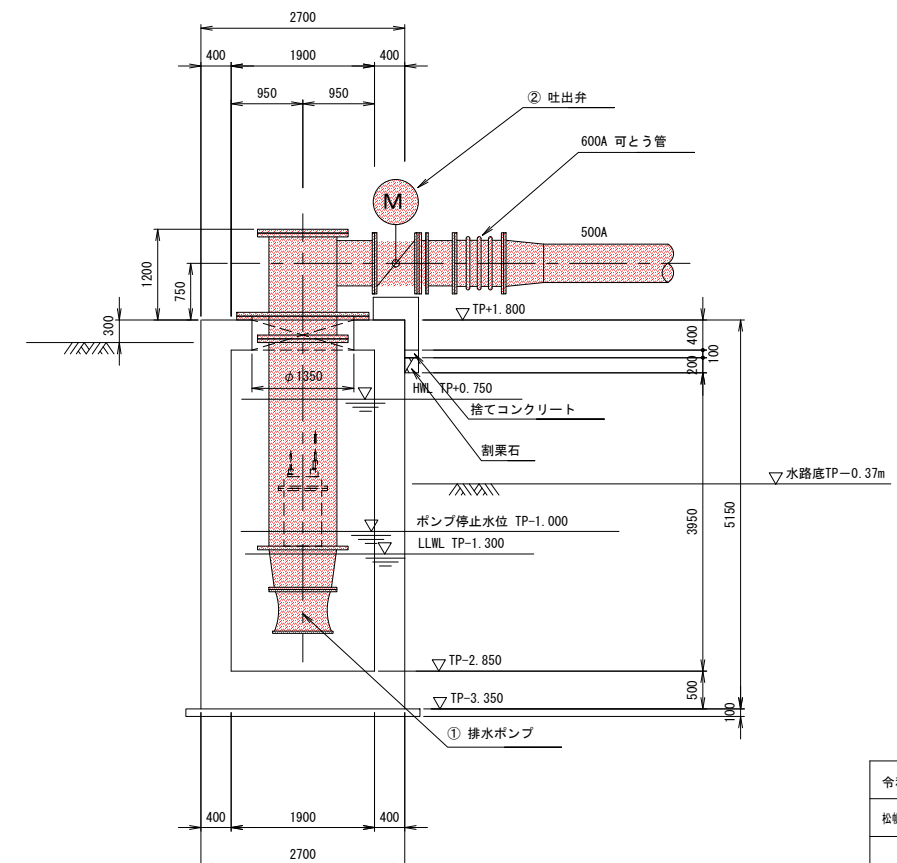


番号	①	②		
機器名称	排水ポンプ	吐出弁		
形式	立軸斜流コラム形水中ポンプ	電動式バタフライ弁		
仕様	φ600	φ600		
	1.0m <sup>3</sup> /sec × 7.1m			
	120kW × 12P	0.4kW		
台数	1	1		
備考				

A - A



B - B



令和元年度 治水総合対策事業	
松帆流域江原排水ポンプ場機械・電気・土木工事	
南あわじ市松帆江原 地内	
松帆流域江原排水ポンプ場機械・電気・土木工事	M-2 全
縮尺 1/50	15
南あわじ市	

全体配置平面図 S=1:100

(倭文川 No. 3+0.0付近)

NO. 2+80.000

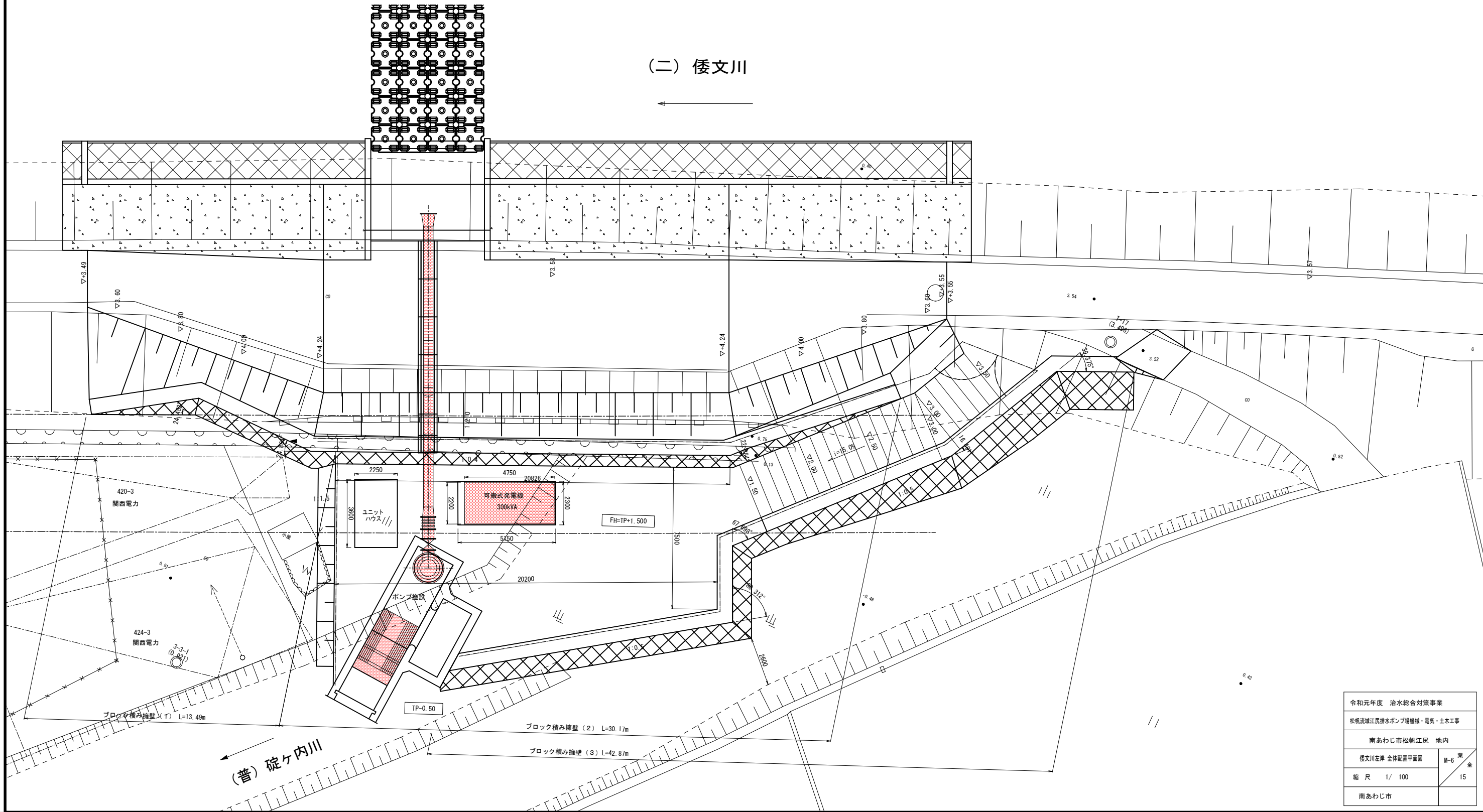
NO. 2+93.200

NO. 3+0.000

NO. 3+20.000

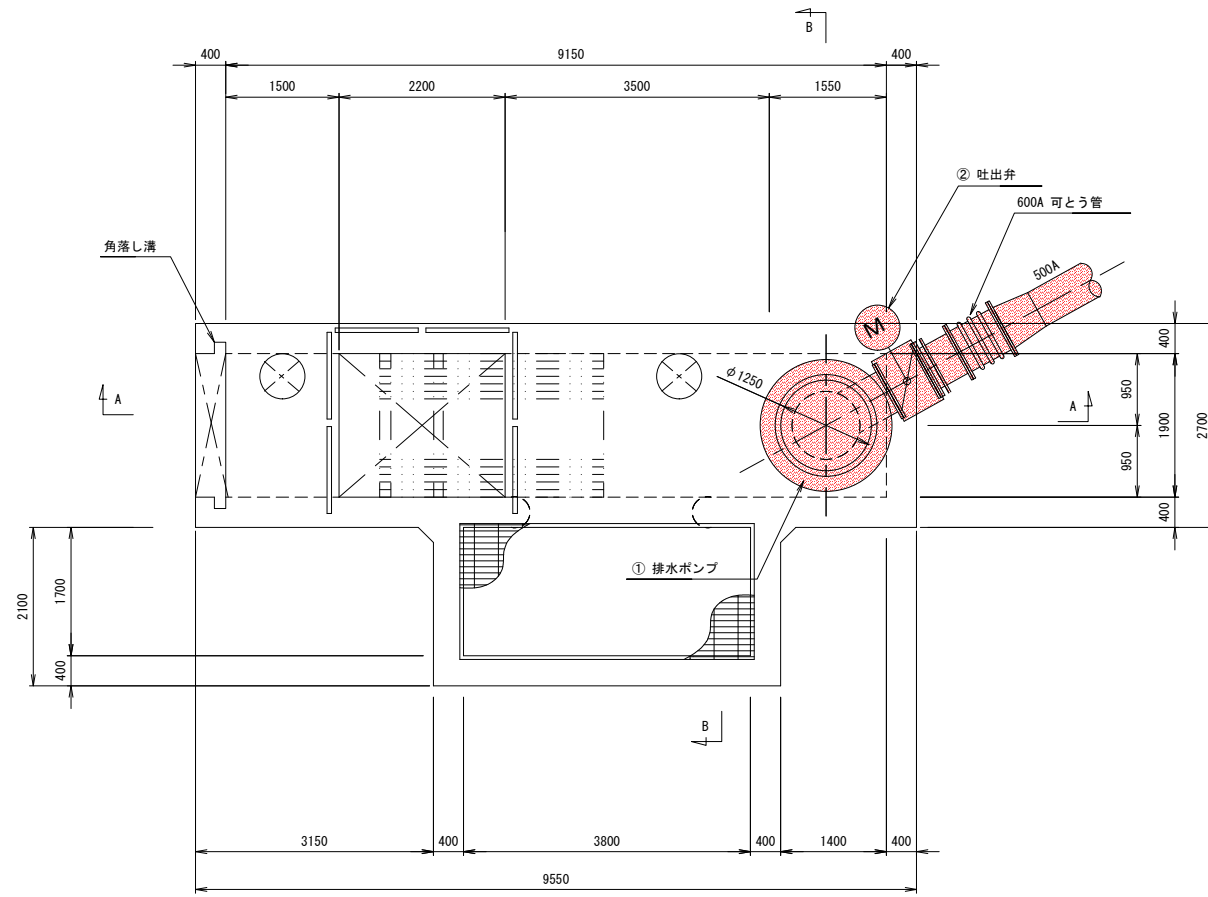
NO. 3+40.000

(二) 倭文川



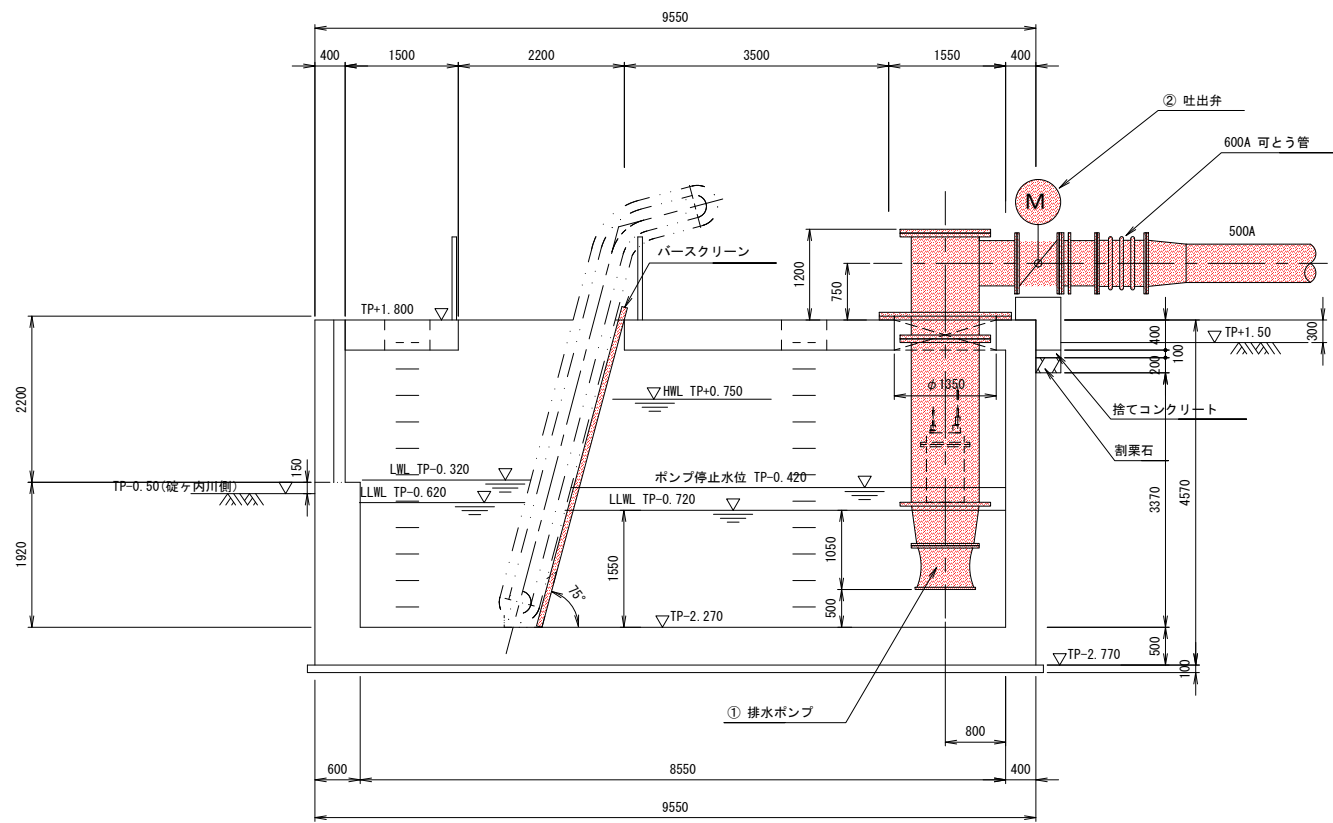
令和元年度 治水総合対策事業	
松帆流域江原排水ポンプ場機械・電気・土木工事	
南あわじ市松帆江原 地内	
倭文川左岸 全体配置平面図	M-6 全
縮尺 1/100	15
南あわじ市	

平面図

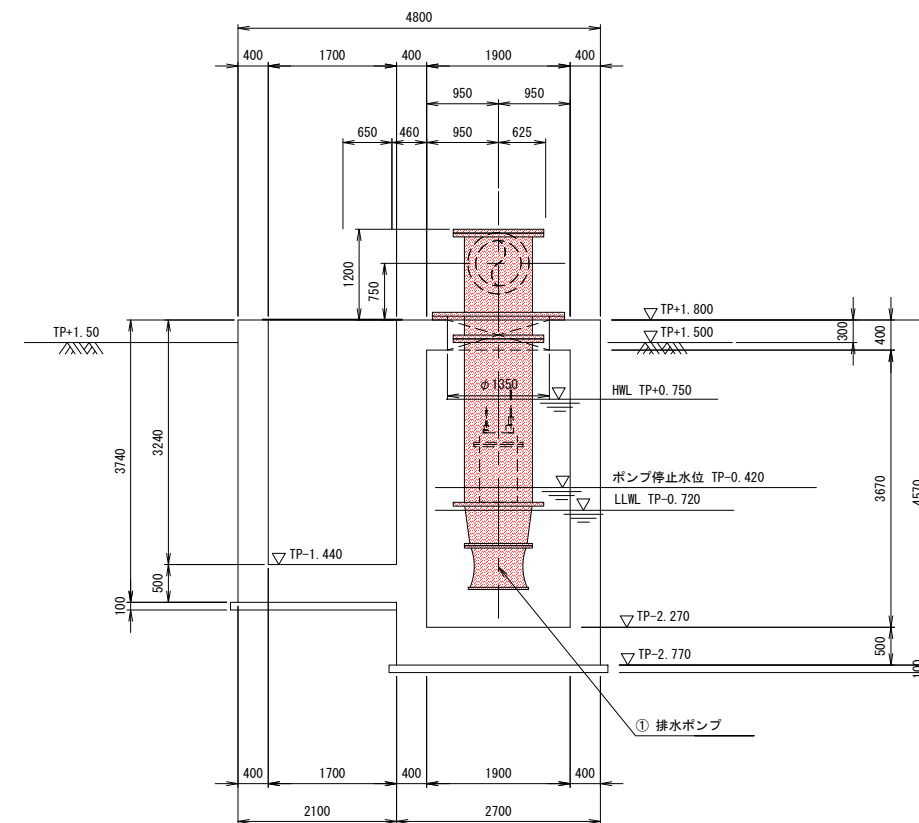


番号	①	②		
機器名称	排水ポンプ	吐出弁		
形式	立軸斜流コラム形水中ポンプ	電動式バタフライ弁		
仕様	φ600	φ600		
	1.0m <sup>3</sup> /sec×5.9m			
台数	1	1		
備考				

A - A



B - B

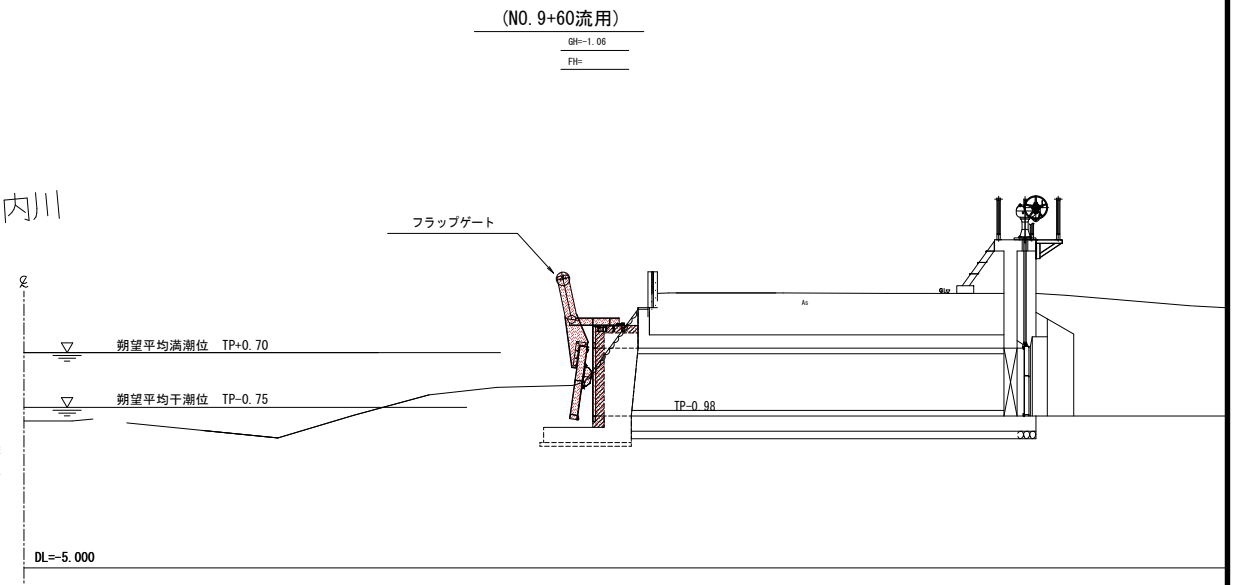
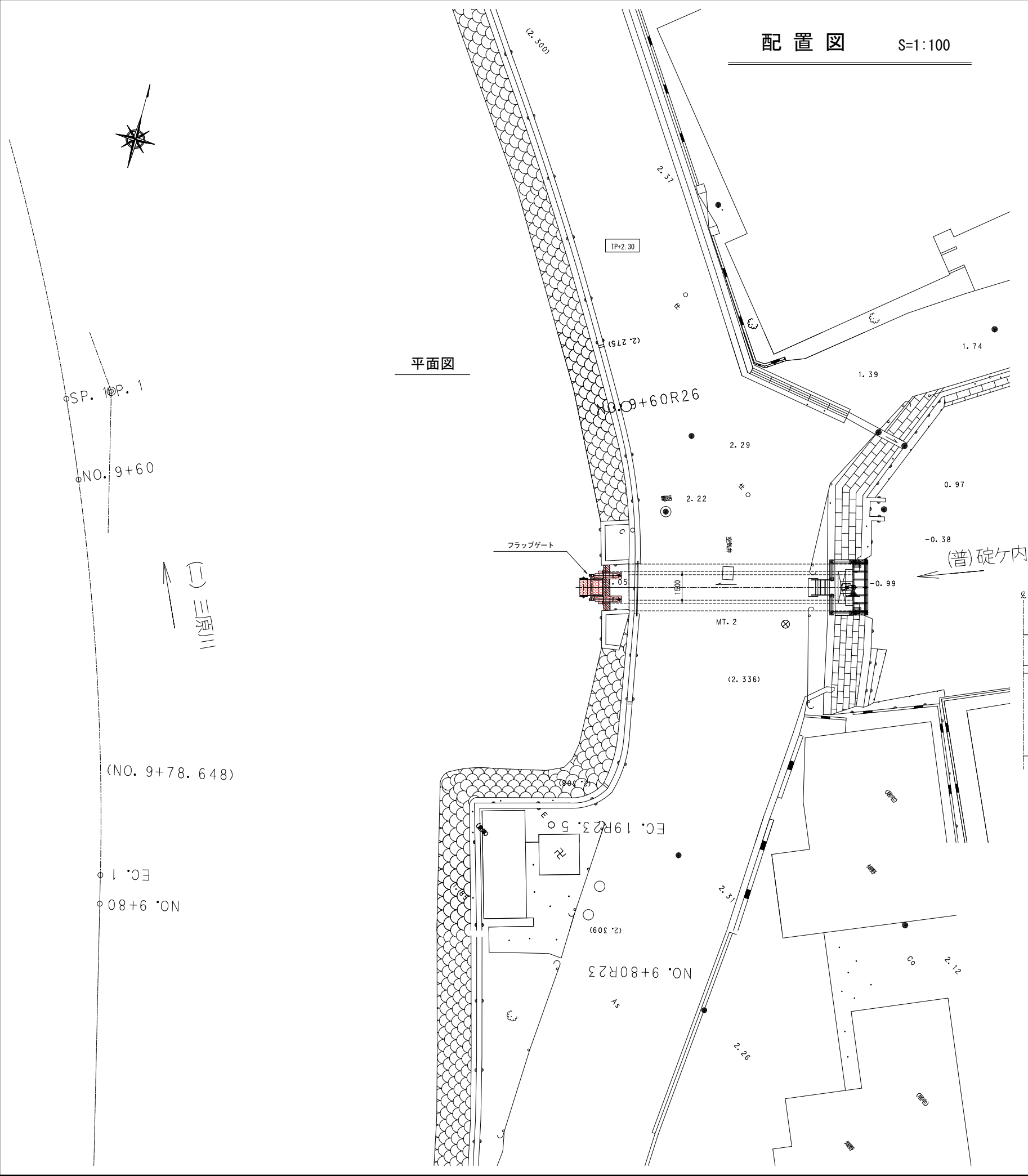




配置図 S=1:100

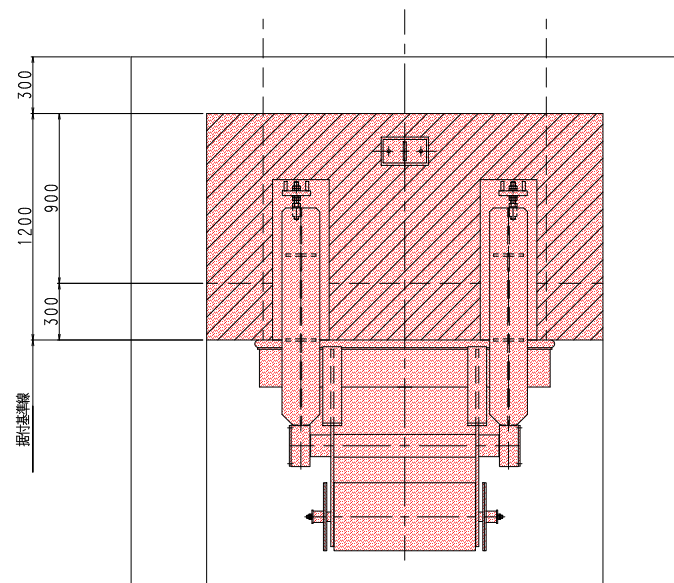
平面図

縦断面図

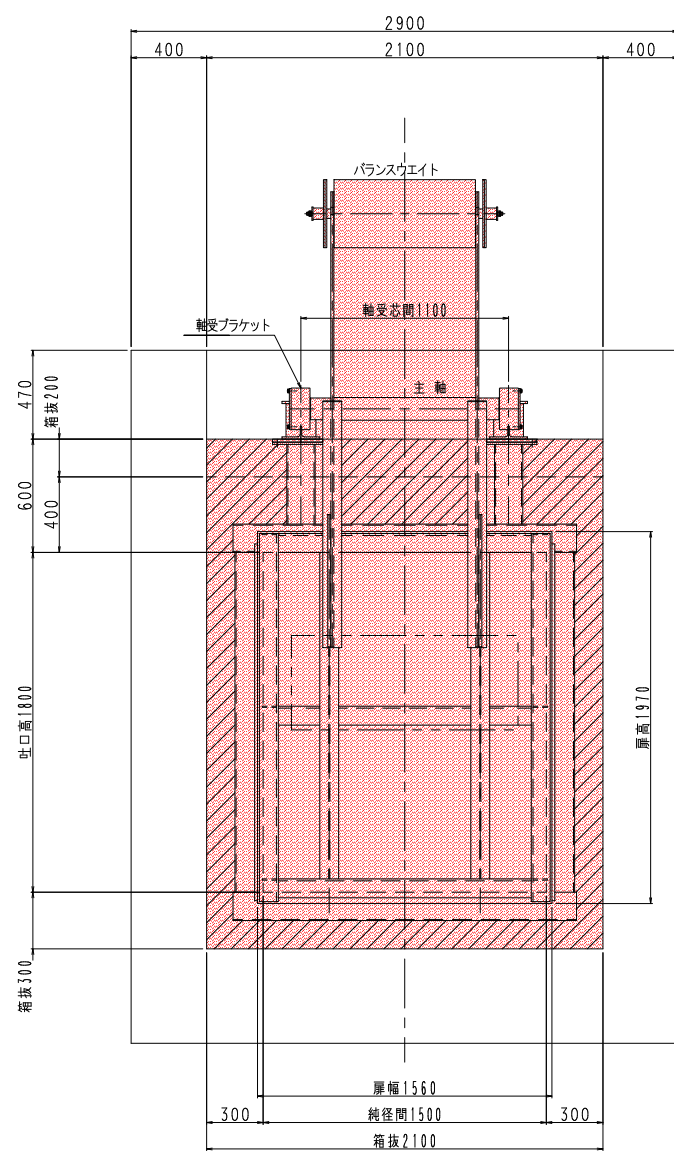


令和元年度 治水総合対策事業	
松帆流域江原排水ポンプ場機械・電気・土木工事	
南あわじ市松帆江原 地内	
三原川 フラップゲート配置図	M-11 葉全
縮尺 1/100	15
南あわじ市	

平面図 S=1:20



正面図 S=1:20

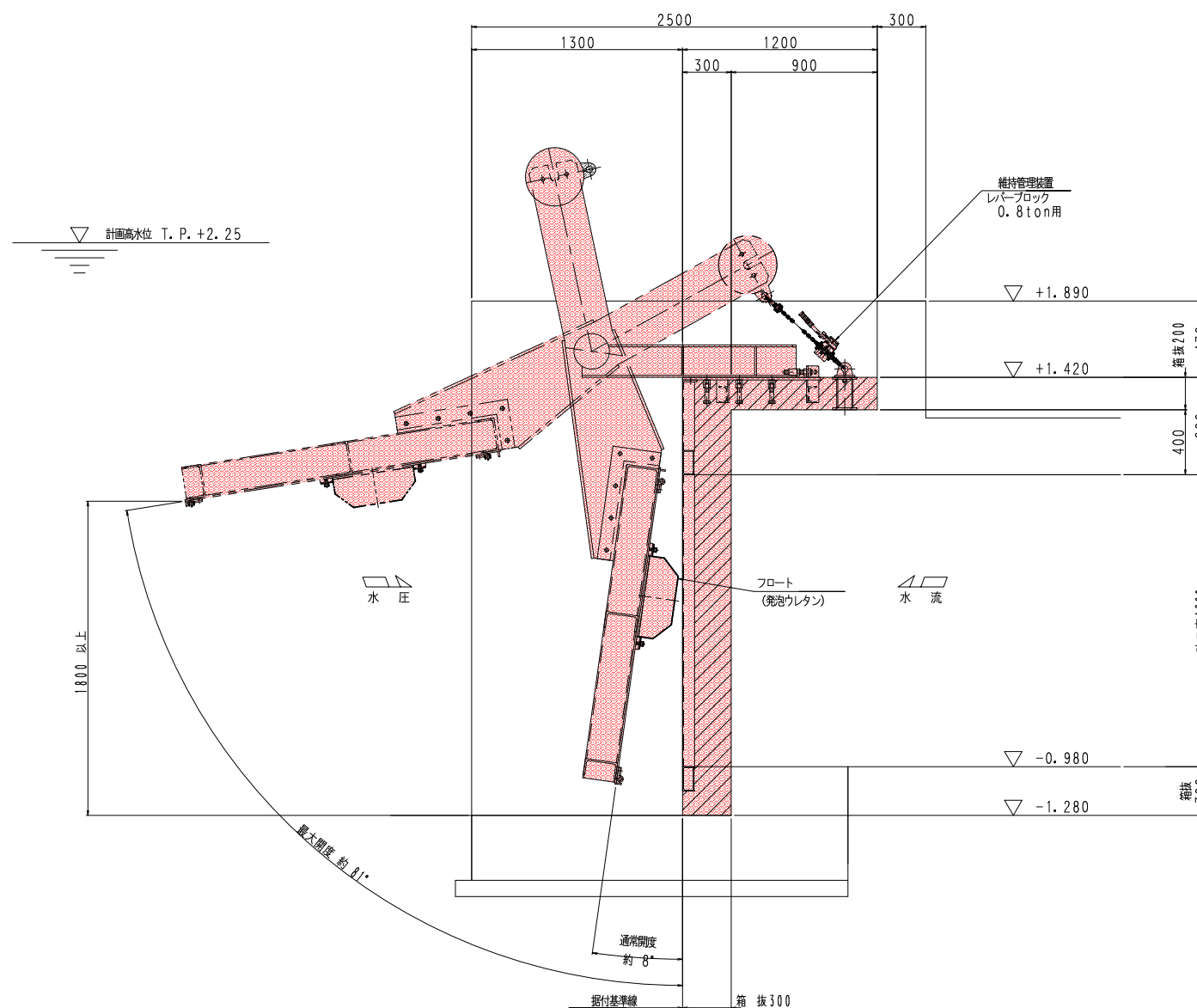


### ゲート一般図

注記  
 は2次コンクリート(土木工事)を示す。

設計要項	
型	式テニス製オートゲート
幅×高さ	1.50m × 1.80m
設置	数1門
設計水深	前面: 3.230m 後面: 0m
水密方式	後面4方ゴム水密
閉閉方式	内外水位差による自動閉閉
閉閉角度	通常時閉閉角度 約 8° 最大閉閉角度 約 81°
挑み	度1/600以下
適用基準書	ダム・堰施設技術基準(案)

側面図 S=1:20



## 議案第 82 号

### 損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

### 記

- 1 事故発生年月日  
令和元年 7 月 5 日
- 2 事故発生場所  
南あわじ市八木養宜上 1408 番地（美菜恋来屋駐車場敷地内）
- 3 相手方、損害物件  
別紙のとおり
- 4 和解条項
  - (1) 過失割合は甲（南あわじ市）30%、乙（相手方）70%とし、賠償額は別紙のとおりとする。
  - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。
  - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 5 事故の原因  
美菜恋来屋駐車場敷地内において、駐車場出口に向かっている際、駐車スペースから発進してきた車両を目視できていなかったため、当方公用車の右後方部分と相手方左前方部分とが接触した。



別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	58,200円